

浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例 Q&A

Q1.この条例を制定した意味は？

A 浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の骨子（１）目的のとおりにとなりますが、豊かな自然環境及び安心安全な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電施設との調和を図るため、必要な事項を定め、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

Q2.条例の対象となる再生可能エネルギー発電施設は？

A ①発電出力が10kW以上の太陽光発電施設です。ただし以下のものは除きます。

- ・建築物の屋根又は上に設置するもの。
- ・建築物と併設されるもので、主にこの建築物で自己消費を目的とするもの
※自己託送発電は条例の対象となるので届出が必要です。

②高さ15m以上の風力発電施設です。

Q3.再生可能エネルギー発電事業の禁止区域は？

A ・地すべり防止区域

- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・保安林
- ・国指定史跡名勝天然記念物

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域については以下のURLから調べることが可能です。

<https://www.niwa.jp/hokkaido-sabou/>

Q4.再生可能エネルギー発電事業の抑制区域は？

A ・河川区域、河川保全区域

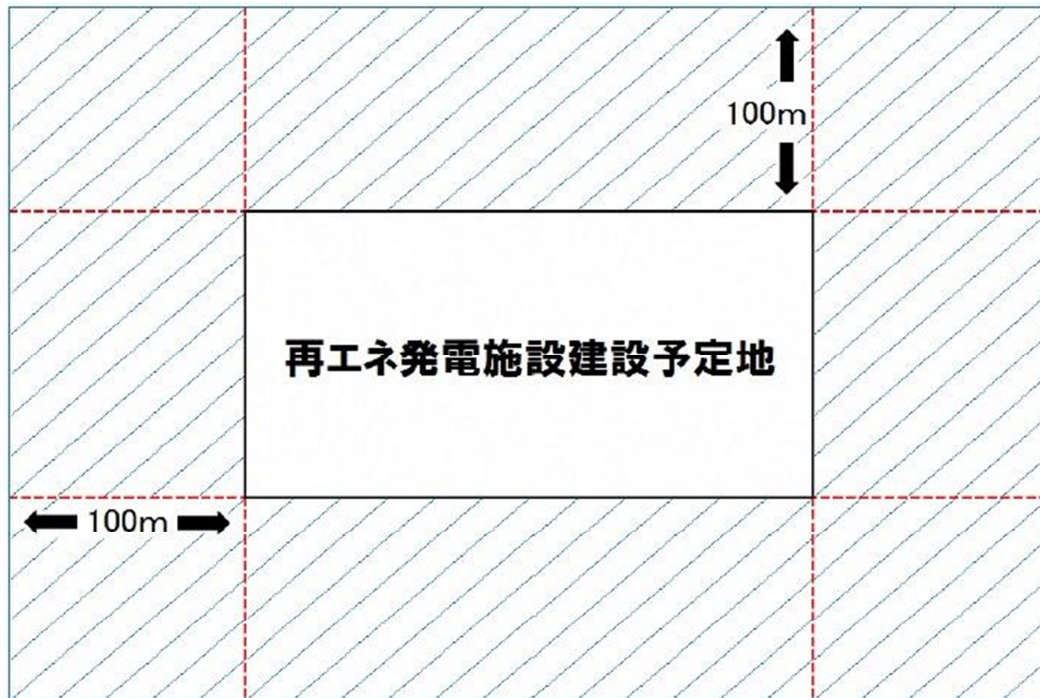
- ・砂防指定地
- ・農業振興地域内の農用地区域
- ・国定公園（特別地域及び普通地域）
- ・鳥獣保護区
- ・景観形成重点区域
- ・ラムサール条約登録湿地

Q5.届出前に事業内容の説明が必要な周辺関係者の定義は？

A 建設予定地の境界100mの区域の「土地又は建築物の所有者や生活者など、これらと同程度の生活環境上の影響を受けるとされる者及び建設予定地に属する各町内会・自治会等の代表者」です。建設予定地の境界100mの区域のイメージは以下の例となります。

※集合住宅については、一部でも該当区域となった場合、その集合住宅の入居者全てが周辺関係者となります。

(例)



Q6.周辺関係者への説明はどのように行えば？

A 建設当該地域での住民説明会や、該当地域宅への訪問により行ってください。やむを得ず不在などにより周知が難しい場合は、電話や郵便等により行ってください。

Q7.周辺関係者への説明後町への報告はどのように提出すれば？

A HPに掲載されている、浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（様式1～16号）の、様式第7号「事前周知説明会結果報告書」及び、様式第8号「事前周知説明結果報告書」に記載し提出してください。

※様式第7号「事前周知説明会結果報告書」は説明会開催による周知の際に、様式第8号「事前周知説明結果報告書」は個人に対して周知した結果を下記を参考に記載してください。

<様式第 7 号記載例>

事業の名称	浜中太陽光発電
事業区域の所在地	浜中町〇〇〇〇番
開催日時	〇年〇月〇日（1回目）13時00分から15時30分まで
開催場所	〇〇センター
説明者名	（株）ハマナカ 浜中太郎
参加者名	別紙一覧のとおり ※記載可能な人数の場合こちらに記載しても可
説明の状況（内容） 工事場所、工事時期、工事内容について説明	
周辺関係者の意見、要望 〇〇氏：現在の建設内容だと、隣接地に昆布を干すため昆布漁への影響が気になる。	
周辺関係者の意見、要望への回答 現在のパネルの向きだと、日当たりや風向きの影響はない事を資料用いて説明した。今回の説明会では納得がいただけなかったため、〇年〇月〇日〇〇氏自宅へ訪問し詳細を説明。納得いただいた。その他の参加者から意見なし。	

<様式第 8 号記載例>

事業の名称		浜中太陽光発電			
事業区域の所在地		浜中町〇〇〇〇番			
番号	氏名	関係地番	説明日	説明方法	意見・要望・対応
1	〇〇 □□	浜中町湯沸 4 4 5 - 1	〇年〇〇月 〇〇日	訪問	意見無し
2	〇〇 △△	浜中町湯沸 4 4 5 - 2	〇年〇〇月 〇〇日	訪問	パネルの反射光が気になる。現在のパネルの向きだと影響ないこと資料用いて説明し納得いただいた。

その他、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先へご連絡ください。

（お問い合わせ先）

浜中町役場住民環境課環境政策係

電話：0153-62-2204